

事務連絡

平成26年4月4日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」の訂正について

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日付け障障発0331第8号）において、下記のとおり誤りがありましたので、訂正いたします。

記

正	誤（現行）
別添「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項」1ページ 1. 行動障害を有する者が重度訪問介護を利用する場合の支援について （1）基本的な流れ（図-1） ※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって・・・ （2）行動障害に関する専門知識や経験を有する者へのアセスメント等の依頼 ②地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等にあつては・・・	別添「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項」1ページ 1. 行動障害を有する者が重度訪問介護を利用する場合の支援について （1）基本的な流れ（図-1） ※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合 ^V であつて・・・ （2）行動障害に関する専門知識や経験を有する者へのアセスメント等の依頼 ②地域において行動援護事業者の確保が困難な場合には・・・

（担当）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 訪問サービス係

今野、小池

TEL 03(5253)1111（内線 3092）